

令和7年度保健福祉部業務研究等報告会抄録集

司法審査が児童相談所業務にもたらす変革について —一時保護に求められる透明性に対する取組—

東部児童相談所 家庭支援第一班 技術主査 鹿内 雄基
第二班 技 師 鈴木 佑治

キーワード：一時保護時の司法審査、所内で班を超えての司法審査対策チーム、「時間の管理」「責任範囲の明確化」「効率的なチーム編成」

I はじめに

令和7年6月の改正児童福祉法施行に伴い、児童相談所が親権者等の同意なく一時保護を行う際、裁判官が発付する「一時保護状」を必要とする司法審査制度が導入された。この手続きは、一時保護開始から7日以内という極めて短期間に多岐にわたる「なぜ一時保護が必要なのか」の理由を総括した書類作成と疎明資料の提出が求められる。この制度の背景には、過去の判決において一時保護の漫然とした継続や調査不備が指摘され、行政裁量による透明性の欠如が問題視された経緯がある。本活動は、この新制度に円滑に対応し、子どもの安全確保を最優先にしながら、煩雑な業務を効率化するための体制構築を目的としたものである。

II 方法・活動内容

改正法の施行に向け、まずは一時保護対応が想定される各班から3~4名を選抜し、班の垣根を越えた対策チームを組織した。少人数で検討を重ねることで、意思決定のスピードアップを図り、以下の3段階を方法として、活動を展開した。

1 関係機関への周知

- ・市町（虐待対応部門・戸籍課）：迅速な親権者特定のため、戸籍の公用請求等に関する協力を依頼した。
- ・警察：親権者の同意が得られない一時保護の対応の連携や認識のすり合わせを実施した。

2 業務効率化ツールの整備

- ・緊急受理会議フォーマット：誰が、いつまでに、どの資料を作成すべきかを一覧化し、進捗を「見える化」することでミスを防止する体制を整えた。
- ・説明用資材：児童にはイラストを用いた資料、保護者には法的根拠を明記した資料を整備し、制度の丁寧な説明と意見聴取を行えるようにした。

3 シミュレーションと所内研修

- ・過去事例を題材に、総括書面や疎明資料を分担して作成するシミュレーションを実施した。また、全職員を対象に「府令該当性」の判断基準に関する研修を行い、組織全体の対応力を底上げした。

III 考察

事前の体制構築とツールの整備により、制度開始後は大きな混乱なく円滑な対応が可能となった。特に、班を超えた対策チームの編成は、多角的な視点の共有と業務負荷の分散に寄与した。一方で、司法審査の対応が重なった場合、通常のケースワークに支障をきたす懸念が浮き彫りとなった。今後は、特定の職員に負担が偏らないよう、日常的な記録の精査や、対応可能な職員の育成（経験の継承）が不可欠である。また、市町や警察といった関係機関との連携をさらに強化し、戸籍照会などの事務手続きをより迅速化していく必要がある。

IV おわりに

司法審査の導入は、児童相談所の業務で、透明性（根拠に基づいた内容を分かりやすく伝えること）を求められることになった大きな変革である。本取組により、班の垣根を越えた協力体制と視覚的な業務ツールの有用性が明らかになった。今後は、確立したフローを土台としつつ、いかなる緊急案件においても子どもの安全を迅速かつ法的に適切に守り抜けるよう、運用の精査を継続していく。